



東京地本の組合員のみなさんへ

本部は、2020年1月23日、中央本部指令第30号を発出しました。指令文書では、東京地本があたかも不正をしているとの思いにさせる印象操作を行うものです。東京地本は、財政運営に不正がないことを明らかにするとともに、真実について報告します。

今回の会計監査の始まりは、2019年5月8日の全地本委員長会議で、水戸・東京・八王子が発行した職場討議資料が問題視されたことからです。その後実施された本部による会計監査（2019年7月1日）では、職場討議資料以外の支出項目も監査対象に拡大されました。東京地本に一切の不正はなかったのに、会計監査報告を文書で求めましたが、まともに応じてもらえないことなく、どんどん監査対象が拡大されて、次なる会計監査がすでに2回実施（2019年10月23日、2020年1月22日）されました。

指令第30号では、「大会承認や会計監査を受けていない口座が存在する」と記載されています。その口座とは、共済の給付金、各種事務手数料等の事だと思われそうですが、こくみん共済（全労災）や鉄道ファミリーの事務手数料等については適切に管理されています。それへの監査については東京地本33年の中で、本部から一度も指導・指摘を受けたことがなく、さらに3年に一度行われる本部会計監査でも指摘を受けたことはありません。

また、「不明な資金の出所は本来、組合員へ返さなくてはならない共済の給付金なども含まれる」と記載されています。共済給付金については、申請通り適切に給付し、また給付漏れが無いように呼びかけを行い、時効復活にも応じてきました。また、割戻金についても支部・分会と協力して本人に返金してきています。転勤、住所変更、脱退等で連絡が取れないなど、割戻金の未受領額が積み重なっているのは事実ですが、そのことが「不明な資金」と表現されている事に強い違和感を持っています。

さらに「2019年12月26日に3つの口座が解約されていることも判明した」と記載されています。東京地本は、本部会計監査（2019年10月23日）で、村田副委員長から「通帳がこんなにあるのはおかしい」「事務手数料や情報手数料は一般会計に入れるものであり、一般会計に入れれば使用できる」と、指導・指摘があったため、東京地本第8回執行委員会（2019年12月12日）の承認を経て、通帳の整理と一般会計への繰り入れを行っただけで、現在も健全な財政運営や共済業務を行う環境下にあります。

本部による指令文書は、唐突感や曖昧さもあり、過大表現も多く、文章を読んだ組合員のみなさんは驚いたかもしれません。組合員のみなさんに不安な思いをさせてしまったことにお詫びいたします。

東京地本は、組合員の負託に応え、組合員の利益を守る労働組合組織を構築するために、組合員と共に一步一步前進していく所存です。

2020年 1月27日
東日本旅客鉄道労働組合
東京地方本部

東京地本の組合員の皆さんへ
中央本部指令第30号に対する東京地本見解を発出しました！